

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程施行規則（平成 14 年 6 月 17 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（取扱株券等の要件）</p> <p>第 4 条の 2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 規程第 9 条第 7 号及び第 8 号に規定する機構が規則で定める要件とは、その取扱いを行うときまでに、機構の求めがあった場合に迅速かつ会社の費用負担により株券を発行する旨並びに適用される規定を遵守すること及び機構が定める業務処理の方法に従うことを記載した機構が定める書面を、会社が機構に提出していることをいう。</u></p> <p>（同意書）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 新株予約権付社債券について、第 2 項に規定する同意書に添付する書類は、規程第 9 条第 2 号又は第 8 号に規定する新株予約権付社債券については次の第 1 号から第 5 号までに掲げる書類とし、規程第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券については次の第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる書類とする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>5～8 （略）</p> <p>（会社からの決議等の通知）</p> <p>第 6 条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第 1 2 条第 3 項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知（第 4 号から第 8 号まで及び第 2 4 号に掲げる事項（第 8 号については、株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。）にあっては、株券提出案内及び自己株式等預託通知書を含む。）するものとする。その株券</p>	<p>（取扱株券等の要件）</p> <p>第 4 条の 2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（同意書）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 新株予約権付社債券について、第 2 項に規定する同意書に添付する書類は、規程第 9 条第 2 号に規定する新株予約権付社債券については次の第 1 号から第 5 号までに掲げる書類とし、規程第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券については次の第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる書類とする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>5～8 （略）</p> <p>（会社からの決議等の通知）</p> <p>第 6 条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第 1 2 条第 3 項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知（第 4 号から第 8 号まで及び第 2 4 号に掲げる事項（第 8 号については、株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。）にあっては、株券提出案内及び自己株式等預託通知書を含む。）するものとする。その株券</p>

新	旧
<p>について金融商品取引所への上場の廃止又は日本証券業協会における指定の取消し（以下この条及び次条において「<u>上場廃止等</u>」という。）の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、規程第9条第2号又は第8号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第1号から第3号までに掲げる書類を、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第2号から第7号までに掲げる書類を、それぞれ提出するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又はこれらに該当しない場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。規程第9条第2号又は第8号に規定する新株予約権付社債券について<u>上場廃止等</u>の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>について金融商品取引所への上場の廃止（以下この条及び次条において「<u>上場廃止</u>」という。）の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第1号から第3号までに掲げる書類を、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第2号から第7号までに掲げる書類を、それぞれ提出するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又はこれらに該当しない場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券について<u>上場廃止</u>の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(フェニックス銘柄の廃止等の取扱い)</p> <p><u>第6条の2 規程第12条第1項に規定する機構が規則で定める場合とは、毎年12月末日以前1年間の連続する2年間において、それぞれ1年間ごとに、異なる参加者口座間の年間振替件数（以下この条において単に「振替件数」という。）が10件未満となった場合をいう。</u></p> <p><u>2 前項に該当するまでの間において、最初の1年間の振替件数が10件未満となったときは、機構は取扱廃止のおそれがある銘柄として指定し、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>3 <u>前項の通知を行った後、次の1年間において振替件数が10件以上となったときは、機構は取扱廃止のおそれがなくなった旨を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。</u></p> <p>4 <u>第2項の通知を行った後、次の1年間において振替件数が10件未満となったときは、機構は取扱廃止を決定した旨を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。</u></p> <p>5 <u>機構は、前3項に規定する通知を行った場合は、日本証券業協会にその旨を連絡する。</u></p> <p>6 <u>第4項の通知を行ったフェニックス銘柄に係る取扱株券等については、取扱廃止を決定した後、最初に到来する事業年度の末日を含む月から起算して4か月目の月の末日に取扱いを廃止するものとする。</u></p> <p>(取扱株券等の廃止等の取扱い)</p> <p>第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合 <u>(前条に該当する場合を除く。)</u>は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>(1) 取扱株券等が上場廃止となる場合 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場（以下「取引所金融商品市場」という。）における取扱株券等の売買<u>又は日本証券業協会が指定するフェニックス銘柄に係る取扱株券等の店頭取引</u>（以下「取引所取引等」という。）に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産手続、再生手続、更生手続又は解散の事由により <u>上場廃止等</u>となる場合であって、次のイからニまでのいずれかに規定するとき イ～ニ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(取扱株券等の廃止等の取扱い)</p> <p>第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。</p> <p>(1) 取扱株券等が上場廃止となる場合 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場（以下「取引所金融商品市場」という。）における取扱株券等の売買(以下「取引所取引」という。)に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産手続、再生手続、更生手続又は解散の事由により <u>上場廃止</u>となる場合であって、次のイからニまでのいずれかに規定するとき イ～ニ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

新	旧
<p>(条件付の預託)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、商号が変更となった株券であつて、金融商品取引所又は日本証券業協会が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。</p> <p>(会社からの預託前株券等の預入れ)</p> <p>第31条 規程第42条第1項の規定により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)が行う預託前株券等の預入れは、預入れ日の午前9時から午前10時までの間に、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 規程第41条第1項第1号から第3号まで(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する預託前株券等(上場日等において参加者(会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。)のために保管し、預託を受けることとなるもの)については、当該預託前株券等に所定の預入れ票及び同項に規定する参加者の取扱株式数を記載した所定の預託票を添付し、一括して機構に預け入れるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 会社は、規程第42条第1項ただし書の預入れをしない旨の申出を、機構に対して、当該募集又は売出しに係る株券の上場日等の2週間前までに行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(預託前株券等の処理)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 機構は、入力処理の内容を上場日等の前営業日の午前9時までに帳票に記載のうえ、当該公</p>	<p>(条件付の預託)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、商号が変更となった株券であつて、金融商品取引所が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。</p> <p>(会社からの預託前株券等の預入れ)</p> <p>第31条 規程第42条第1項の規定により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)が行う預託前株券等の預入れは、預入れ日の午前9時から午前10時までの間に、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 規程第41条第1項第1号から第3号まで(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する預託前株券等(上場日において参加者(会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。)のために保管し、預託を受けることとなるもの)については、当該預託前株券等に所定の預入れ票及び同項に規定する参加者の取扱株式数を記載した所定の預託票を添付し、一括して機構に預け入れるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 会社は、規程第42条第1項ただし書の預入れをしない旨の申出を、機構に対して、当該募集又は売出しに係る株券の上場日の2週間前までに行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(預託前株券等の処理)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 機構は、入力処理の内容を上場日の前営業日の午前9時までに帳票に記載のうえ、当該公募</p>

新	旧
<p>募又は売出しに係る引受主幹事証券会社に通知する。</p> <p>3 当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社は、前項に定める帳票により機構が行った入力処理の内容について、<u>上場日等</u>の前営業日の正午までに確認のうえ、その旨を機構に対し通知する。</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) 権利確定日等(規程第81条各号に定める実質株主が、当該各号において特定される時又は日をいう。以下同じ。)がある場合 <u>取引所取引等</u>における権利付最終日の前営業日から権利確定日等までの期間</p> <p>(2) 株券の併合又は分割のため、株券提出期間が設けられた場合 株式の併合又は分割等に伴い、金融商品取引所が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日までの期間</p> <p>5 (略)</p> <p>6 単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の<u>取引所取引等</u>における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知する。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。</p> <p>(預託新株予約権付社債券の制限)</p> <p>第77条 規程第89条第1項に規定する参加者</p>	<p>又は売出しに係る引受主幹事証券会社に通知する。</p> <p>3 当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社は、前項に定める帳票により機構が行った入力処理の内容について、<u>上場日</u>の前営業日の正午までに確認のうえ、その旨を機構に対し通知する。</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) 権利確定日等(規程第81条各号に定める実質株主が、当該各号において特定される時又は日をいう。以下同じ。)がある場合 <u>取引所取引</u>における権利付最終日の前営業日から権利確定日等までの期間</p> <p>(2) 株券の併合又は分割のため、株券提出期間が設けられた場合 株式の併合又は分割等に伴い、金融商品取引所が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日までの期間</p> <p>5 (略)</p> <p>6 単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の<u>取引所取引</u>における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知する。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。</p> <p>(預託新株予約権付社債券の制限)</p> <p>第77条 規程第89条第1項に規定する参加者</p>

新	旧
<p>が預託できる新株予約権付社債券は、金融商品取引所又は日本証券業協会が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(預託票の処理)</p> <p>第79条 規程第9条第2号又は第8号に規定する新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社（発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。）は、払込期日の2営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第32条第2項及び第3項の規定は、第2項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>上場日等</u>の前営業日」とあるのは「払込期日の前営業日」と、「公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社」とあるのは「新株予約権付社債券の割当てを受ける参加者」と読み替えるものとする。</p> <p>(单元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定する单元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) 権利確定日等（規程第81条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。）がある場合 取引所取引における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の2営業日前の日までの期間</p> <p>(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合</p>	<p>が預託できる新株予約権付社債券は、金融商品取引所が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(預託票の処理)</p> <p>第79条 規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社（発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。）は、払込期日の2営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第32条第2項及び第3項の規定は、第2項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>上場日</u>の前営業日」とあるのは、「<u>払込期日の前営業日</u>」と、「公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社」とあるのは「新株予約権付社債券の割当てを受ける参加者」と読み替えるものとする。</p> <p>(单元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定する单元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) 権利確定日等（規程第81条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。）がある場合 取引所取引における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の2営業日前の日までの期間</p> <p>(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合</p>

新	旧
<p>株式の併合又は分割等に伴い、金融商品取引所又は日本証券業協会が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日の2営業日前の日までの期間</p> <p>3 第1項の規定により機構が会社に取り次いだ単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引等における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知するものとする。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。</p> <p>(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)</p> <p>第89条 規程第94条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券(規程第9条第4号又は第8号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者又は財務代理人を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)の上場日等(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を機構に対し所定の書面により届け出なければならない。</p>	<p>株式の併合又は分割等に伴い、金融商品取引所が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日の2営業日前の日までの期間</p> <p>3 第1項の規定により機構が会社に取り次いだ単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知するものとする。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。</p> <p>(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)</p> <p>第89条 規程第94条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券(規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者又は財務代理人を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を機構に対し所定の書面により届け出なければならない。</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成20年3月31日から施行する。

以 上